

仕 様 書

環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課

(担当：宿谷、宮田 電話：222-3946)

件 名	令和8年度 市施設搬入ごみ質調査（持込ごみ）
契 約 期 間	契約日の翌日 ～ 令和9年3月17日
契 約 条 件	別紙「令和8年度 市施設搬入ごみ質調査（持込ごみ） 仕様書」のとおり

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

令和 8 年度 市施設搬入ごみ質調査（持込ごみ） 仕様書

1 委託業務名

令和 8 年度 市施設搬入ごみ質調査（持込ごみ）

2 履行期間

契約日の翌日から令和 9 年 3 月 1 7 日まで

3 受注資格

技術士法第 3 2 条第 1 項の登録を受けている「技術士」（「衛生工学部門」又は「環境部門」）を自社で雇用し、かつ、当該技術士の管理下で本業務を実施できること。

4 業務内容

本業務は、クリーンセンターに自己搬入されたごみの容積測定及び持込者へのヒアリング等により、重量比等の算定、大型ごみの品目別個数測定等を行うもの

(1) 調査場所

- ・ 東北部クリーンセンター：京都市左京区静海市原町 1 3 3 9 番地
- ・ 南部クリーンセンター：京都市伏見区横大路八反田 2 9 番地

(2) 実施回数及び実施時期

下表のとおり。詳細な実施時期は、クリーンセンターの予定を踏まえ、契約後に最終調整して決定する。

調査場所	調査予定時期	
	1 0 月	2 月
東北部クリーンセンター	1 回	1 回
南部クリーンセンター	1 回	1 回

(3) 調査内容

ア 容積の測定

クリーンセンターの持込ごみの受付にあるスケール前において、持込車両ごとに積載物全体の容積を検尺棒等で測定する。

また、同スケール前において、持込者へヒアリングを行い、ごみの物理組成別の容積の比率（例：紙類 5 0 %、木類 4 0 %、剪定枝 1 0 %）を確認する。

なお、物理組成の分類は以下のとおり。

- ・ 可燃物：①紙、②木類、③剪定枝（幹・枝葉・根）、④雑草・生花（落ち葉・刈り草含む）、⑤わら、⑥繊維、⑦合成樹脂、⑧厨芥、⑨その他可燃物
- ・ 不燃物：⑩金属、⑪ガラス、⑫陶器、⑬その他不燃物
- ・ その他：⑭家電類

イ 大型の持込ごみの品目別個数の計測

クリーンセンターの持込ごみの受付にあるスケール前において、ヒアリングと目視調査により、以下の分類で品目別の個数を計測する。

品目分類		具体例
電気器具類	家電４品目（法対象外）	テレビ、エアコン（室外機含む）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
	小型家電	おおよそ３０ｃｍ×４０ｃｍ×４０ｃｍ以下のもの
	その他家電	家電４品目、小型家電以外の家電
ガス・石油器具類		ガス給湯器、ガスのストーブ、コンロ等
家具類	家具（木製）	たんす、椅子、テーブル等
	家具（金属製）	
	家具（プラスチック製（衣装ケース））	
	家具（プラスチック製（衣装ケース以外））	
	家具（複合素材・その他）	
マットレス類	スプリングマット	
	その他マットレス	
繊維類	布団（羽毛）	
	布団（羽毛以外）	
	毛布・シーツ	
	カーテン	
	カーペット・じゅうたん	
楽器		オルガン、ギター等
建具・床材		ふすま、扉、畳、ござ、すだれ等
ベビー・こども用品		ベビーカー、遊具、おもちゃ等
スポーツ・レジャー用品		テント、クーラーボックス、ラケット、スキー板、スーツケース等
その他		自転車、廃木材、レンガ等

※ 電気カーペットや電気毛布等は、カーペット、毛布としてそれぞれ計上

※ 剪定枝や衣類は、個数を計測できないため対象外

ウ ヒアリング調査

クリーンセンターの持込ごみの受付にあるスケール前において、持込者に対してヒアリングを行い、搬入者区分（排出元及び持込者）、行政区（１１行政区）、持込理由、搬入車両、車両ナンバー等を確認する。具体的な区分等については、別途指示する。

エ 物理組成別の容積比の算定

アで測定した積載物全体の容積に、アで確認した物理組成別の容積の比率を乗じ、物理組成別の容積を算定する。

物理組成ごとの容積を全持込車両分足し上げ、全車両分の積載物全体の容積で除することで物理組成別の容積比を算定する。

オ 物理組成別の重量比の算定

本市から別途提供する持込車両ごとの重量、エで算定した容積及び本市から提供する見かけ比重を用いて、物理組成別の重量を算定する。

物理組成ごとの重量を全持込車両分足し上げ、全車両分の積載物全体の重量で除することで物理組成別の重量比を算定する。

カ 写真撮影

持込車両の積載物全体の容積を検尺棒等で測定する作業等、調査の様子が分かるよう、適宜写真を撮影すること。具体的な撮影場所等については、別途指示する。

(4) 報告書の作成

下記に示す項目について、報告書を作成する。

ア 調査概要（調査内容及び調査方法）

イ 調査結果

- ・ 物理組成別の容積比及び物理組成別の重量比（算定の過程を含む）
- ・ 大型の持込ごみの品目別個数
- ・ ヒアリング調査
- ・ 調査の様子が分かる写真

5 担当技術者

受注者は、調査に技術者（以下「担当技術者」という。）を配置し、測定時には基本的に担当技術者を同行させること。

6 業務管理

- (1) 受注者は落札決定後、速やかに本市担当職員まで連絡し、初回打合せ日について協議すること。
- (2) 調査開始前に本市の担当職員にその旨連絡をするとともに、調査終了後にも本市の担当職員に対して連絡すること。
- (3) 担当技術者は、現地調査の間、原則立ち会い、円滑な業務の進行を図るとともに、業務の進捗状況を管理すること。
- (4) 本業務に係る資格、免許等を必要とするものは、有資格者を以ってこれに従事させること。
- (5) 業務上の安全管理、災害予防に関しては万全を期すよう留意すること。
- (6) 業務上の災害、その他既存建物及び設備への被害がないように心がけるとともに、万一、災害等が発生した場合は、本市担当職員の指示に従い、適切な措置を速やかに講ずること。
- (7) 業務遂行中に発生した災害・事故については、受注者が全責任を負うものとする。発

生した場合は速やかに適切な措置を実施し、原因、経過、被害について本市に報告すること。その後改めて、事故報告書及び再発防止策等を含む改善計画書を提出し、その内容について本市からの承諾を受けたのち、以後の委託管理業務へ反映させ、再発防止の徹底を図ること。

- (8) 業務上入場する車両は、本市クリーンセンターの操業に支障を来さぬように留意すること。また、業務遂行のために駐車場以外に駐車の場合は、あらかじめ本市の担当職員の承諾を得ること。
- (9) 駐車車両は、本業務名及び受注者名を記入した札等を車内に置き、車外からその表記が視認できるようにすること。
- (10) 現地調査終了時は、後片付け、掃除を確実に実施し、元通りに復旧すること。
- (11) 現地調査の7日前まで及び前日に、本市の担当職員へ連絡し、調査日の周知を図るとともに、調査に支障がないことを確認すること。
- (12) 現地調査の前日までに、本市の担当職員へ現地調査当日の工程を連絡すること。
- (13) 天候により調査を順延する際は、現地調査前日の正午までに連絡すること。また、その際に順延後の調査日を本市と調整すること。
- (14) 受注者の都合による日程変更は、認めない。
- (15) 本市のごみ処理行政の事情により、急遽日程を変更する必要がある場合は、特段の理由がない限り日程変更に応じること。その際は、その事実が判明次第、本市から速やかに連絡する。

7 提出書類

受注者は、次の(1)～(2)に掲げるものを提出すること。本市に書類を提出する際は、作成者以外の複数による誤記等の確認を行うこと。また、その確認状況（確認印等）を記載した書面を、併せて提出すること。（任意様式）

(1) 調査業務着手前（電子データ）

- ア 担当技術者通知書（様式1）及び担当技術者経歴書
- イ 調査実施計画書

調査実施計画書には調査手順、日程、人員配置（正職員、アルバイト等）について計画を示すこと。

(2) 業務完了時（電子データ）

- ア 業務完了届（任意様式）
- イ 報告書（4(4)参照）
- ウ 本市に提出した全ての成果品に係る電子データ
- エ 請求書

※ 電子データの仕様

電子データは、Microsoft 社 Windows11 で表示可能なものとし、使用するアプリケーションソフトは、以下のとおりとする。

- ・ 文書：ワープロソフト Microsoft 社 Word
- ・ 測定結果計算：表計算ソフト Microsoft 社 Excel

8 留意事項

(1) 疑義等

受注者は、業務着手前に本仕様書を十分精査すること。このときに発生した疑義については、初回の打合せの際に本市と協議のうえ、解決するものとする。

本仕様書に基づき業務を遂行する中で発生した疑義は、本市と協議のうえ、解決するものとする。ただし、前項における精査が不十分と判断できる疑義は、本市の判断によるものとする。

(2) 再委託

受注者は、本業務の履行に際し業務の主たる部分について再委託を行うことはできない。なお、業務の一部を再委託する場合は、本市担当職員に事前に再委託の承諾を申請する書面を提出し、承諾を得た場合認めるものとする。

なお、業務の主たる部分は次に掲げるものとし、受注者はこれを再委託することはできない。

- ・ 本業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(3) 受注者の負担

ア 本業務を履行するために必要な人員物資の移動及び運搬に係る費用

イ ごみ質の測定、ヒアリング調査及び写真撮影に必要な費用

ウ 打合せ、調査結果の報告説明等のための本市施設への訪問に伴う交通費

エ 本市の施設及び第三者等に損害を与えた場合、復旧する費用及び補償

オ 受注者の本業務の履行不備によって発生したと認められる不具合についての修復費用

カ 本業務によって発生した廃棄物の処理費用

キ 報告書の作成、提出及びその他本業務に係る費用

(4) 法令等の順守

受注者は、作業の実施に当たり、薬機法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物処理法、道路交通法、公害関係法規、職業安定法及び本業務に関係するその他の法規を遵守し、関係官公署の命令、指示に従うこと。

(5) 秘密の保持

ア 受注者は、本業務の履行過程において知り得た情報（個人情報を含む。）及び秘密を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。調査のために雇用する者に対しても、同様の旨を周知徹底すること。

イ 前各項の規定は、契約が終了又は解除された後も同様とする。

(6) 安全対策

ア 関係法規を遵守すること。

イ 担当技術者は、作業方法及び作業場所について検討し、必要な安全対策計画を立案すること

ウ 担当技術者は、現地調査中常駐して安全管理に当たり、休憩時間、手待ち時間も事故が起こらないよう安全に関する処置を行い、一時的に作業現場を離れる場合は、本市担当職員の立会の下、その安全性を確認すること。

エ 作業場所周辺の車両の通行に十分に注意し、担当職員が指定した場所で作業を行うこと。

オ 契約期間完了までに新たな法令通達等が出され、作業に変更が伴う場合は、別途協議するものとする。

(7) 作業時間及び服装等

- ア 各クリーンセンターにおける作業時間は、土曜日、日曜日、国民の祝日及び本市の指定する日を除く日の、午前9時から午後5時までとする。ただし、作業内容、作業工程の都合等により、この時間外に作業を必要とする場合は、あらかじめ本市の承諾を受けること。
- イ 作業実施業者名が判断できる服装により作業を行うこと。
- ウ 保護具着用が義務付けられている区画に入る場合は、適正な保護具の着用を行うこと。

(8) 励行及び厳禁事項

受注者は、工場内の立入禁止・火気厳禁・使用禁止・保護具着用等の指定場所における指示事項等を厳守するように、本委託契約に係る従事者を指導管理しなければならない。

(9) その他注意事項

- ア 受注者は作業実施に当たり、本市の運転、保守管理業務に支障を与えないこと
- イ 測定に必要な機材類は受注者が調達すること。ただし、測定地点周辺に電源がある場合、電力は本市から無償で提供する。
- ウ 受注者は調査手順を常に監視し、その調査結果が受注者の責任の下、保証されるものであるか慎重な検証を行う義務を負うこと。調査結果が判明し、過去の調査結果と比較して、乖離が認められる場合は、調査管理精度の妥当性について本市の担当職員に速やかに報告すること。

(様式1)

令和 年 月 日

担当技術者通知書

京都市長 ○○ ○○様

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者を記入)

受託人 住所 ()
氏名 ()

仕様書に基づき通知します。

1 業 務 名 ()

2 業 務 場 所 ()

3 担当技術者 ()

4 経 歴 書
(別紙のとおり)

(別紙)

担当技術者経歴書

- 1 氏名
担当技術者氏名 ()
- 2 学歴 (最終学歴)
年 月 ()
- 3 資格
年 月 ()
年 月 ()
年 月 ()
年 月 ()
- 4 職歴
年 月 ()
年 月 ()
年 月 ()
年 月 ()
年 月 ()
- 5 業務経歴
年 月 ()
年 月 ()
年 月 ()
年 月 ()
年 月 ()

注1 最終学歴は、専攻科目まで記載すること。

注2 資格は、法令による資格免許等の名称、等級、種別及び登録（合格）番号を記載すること。

注3 業務経歴は、本委託と同様の環境測定に係る分野を記載すること。